

選 挙 規 定

第 1 条 この規定は北海道吹奏楽連盟役員選挙（理事長選出）について定めたものである。

（被選挙者）

第 2 条 1) 加盟している団体に所属する者及び個人。

2) 学識経験者としての候補者は、吹奏楽活動、音楽教育、作曲・指揮などの経験が豊かであり、連盟の目的に賛同する者とする。いずれも日本国籍を有する 20 歳以上の者であり、禁治産者でない者とする。

（選挙の期日）

第 3 条 役員の選挙は、任期前年度の 3 月までに完了する。

（選挙管理委員会）

第 4 条 選挙管理委員会（以下選管委）は監事及び事務局長で構成し、選挙の事務を行う。

（選挙の告示）

第 5 条 告示は選挙立候補受付期間最終日の 1 ヶ月前までに地区事務局に送付する。

（候補者）

第 6 条 立候補者は地区連盟より推薦されたものとする。ただし、地区推薦は 1 名とする。

（候補者の届け出）

第 7 条 1) 候補者の届出は、所定の用紙に必要事項を記入し、地区理事長から事務局長への郵送によって行う。

2) 受付期間は選管委が別に定める。

（選挙公報）

第 8 条 選管委は、候補者の氏名・経歴・抱負等を記載し、選挙公報を告示後、地区事務局に送付する。

（投票権）

第 9 条 投票権は、地区理事長が有する。

（投票の方法）

第 10 条 1) 投票は全て郵送で行う。

2) 理事長候補者より 1 名のみ、氏名を記載する。それ以外は無効票とする。

（開 票）

第 11 条 開票は候補者立会いのもとに選管委によって行う。

(理事長の決定)

- 第12条 1) 得票の数を持って決定する。候補者が3名以上で上位2名が同数の場合は、その候補者2名を抜粋して再度投票を行い決定する。
2) 候補者が1名の場合は、無投票当選とする。

(選挙結果の発表)

- 第13条 1) 選挙管理委員長は選挙の結果を直ちに、理事長、副理事長、常任理事、及び理事に報告する。
2) 地区理事長は、結果を各加盟団体に連絡する。

(附 則)

- 第14条 1) この規定は理事総会の議決を経なければ変更することはできない。
2) この規定は平成12年11月6日より施行する。

平成15年11月9日一部改定
平成19年4月29日一部改定
平成20年4月29日一部改定
令和7年4月19日一部改定